

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No.2403

特集Ⅰ

じっくり確認しリスク発見
巡回時に「5分間立ち止まり活動」

戸田建設首都圏土木支店
城北中央公園調節池（一期）工事その2

特集Ⅱ

「ビルメン体操」で転びにくい体を
すき間時間に柔軟性アップ
東京ビルメンテナンス協会

ニュース

10時間以上の経験目安
厚労省 ドローン安全指針改訂で

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは

☎ 0120-972-825

メルマガも配信中です!

6

1日号

2022

■ 災害のあらまし ■

Aは特別養護老人ホームXで理学療法士として勤務。Xの利用者が新型コロナウイルスに感染したことにより、Aは濃厚接触者となり、PCR検査を受けた結果感染が判明した。その後、感染は業務上の災害にあたるとして労災が認められた。Aは2カ月近い療養を経て職場復帰をしたが、強い倦怠感と息切れ、さらに味覚障害が続いて症状が悪化したため、職場復帰後2カ月で再び仕事を休むようになった。この職場復帰後の症状に対して医師からは新型コロナウイルス感染の後遺症であると診断された。Aは、これらの症状について、改めて所轄労働基準監督署に労災を申請した。

■ 判断 ■

所轄労基署は、「こうした症状は、業務で感染した新型コロナウイルスとの因果関係が認められる」などとして、この症状に対しても**業務上**の災害と認めた。

■ 解説 ■

新型コロナウイルスに感染後いったん陰性となり、職場復帰後体調不良となり業務不能になった場合に、業務上の災害を労基に申請後労災が認定された例で、現在(2021年12月)のところ珍しい例である。

新型コロナウイルスの蔓延も2年近くなり、感染だけでなく、その後の後遺症について苦しむ人も増え続けている。この事例は、労災認定された例だが、一般的に後遺症については労災認定のハードルは高いといわれており、体調不良になり仕事ができず、解雇や雇止めにも遭い職を失うケースも多いという。

国立国際医療研究センターなどが、新型

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 埼玉会
社会保険労務士行政書士楠原事務所
所長 楠原 正和

第341回

コロナから回復した 457 人を対象にその後の症状の聞き取り調査を行ったところ、半年後でも 26.3%の人に味覚や嗅覚の異常、倦怠感や息切れが見られ、発症から 1 年を経過しても 8.8%の人にこのような症状がみられるという。

新型コロナ感染者の累計数はすでにかかなりの数に上り、今後も増加していくと思われるが、後遺症の発生割合を勘案すると、後遺症に苦しむ方の数も膨大なものとなり、すべての人に後遺症による労災を認めていくと、その人数も膨大なものになることが予想され、すべてのケースでの労災認定は難しくなることも懸念される。

今のところ、コロナ感染後の後遺症に労災が適用されるかどうかについては、事例が少なく、その判断については想像の範囲になってしまうが、当事例が、業務上の災害として認められたことから判断すると、当初のコロナ感染が業務上の理由で感染したもの（労災）であるかどうか、判断の根拠になるのではないかと感じる。当事例では、Aは、当初のコロナ感染自体が業務上の災害として労災認定されている。

厚生労働省は新型コロナ感染に関する労災認定対象を以下の通り公表している。

①医療従事者、介護従事者は、業務外で感染されたことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象。

②医療従事者等以外の労働者で感染経路が明らかな場合（例：職場のクラスターなど）は、感染源が業務に内在していることが明らかな場合。

③医療従事者以外の労働者で感染経路が特定されない場合で、複数の感染者が確認された労働環境下での業務で感染した場合（例：工事現場の従事者で現場にある事務所の中で他にも感染者がいた場合など）



④医療従事者以外の労働者で感染経路が特定されない場合で、顧客との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務で感染した場合（例：タクシー乗務員が日々数十人の乗客を輸送していた場合など）

医療従事者、介護従事者については、新型コロナ感染については、労災認定に該当しやすく、ワクチン接種の副反応についても労災保険の対象となっている。当事例は介護従事者の事例であり、当初の感染についても労災認定がされているため、その後の体調不良についても、当初の感染の続きとして労災認定がなされたとみることでもできる。

新型コロナ感染による後遺症について、まだその症状の範囲が明らかになっていない部分が多く、労災認定の基準もいまだ明らかにはなっていないと思われる。国は後遺症にあたるケースも労災になるとして、該当すると思われる人に対して労基署に相談するように呼びかけているとのことであるが、後遺症の症状の範囲や労災認定の基準が、速やかに明確になり、業務上の感染に係る感染については労災認定が進むことが望まれる。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp